平成２３年（フ）第６７１４号
大阪市北区西天満５丁目11番22―307号
破産者　株式会社輝嘉
1　期日　平成24年９月21日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１００号
山口市穂積町５―42　エスポアール穂積Ｃ―101、住民票上の住所山口市吉田2034番地３
破産者　浦山　昭司
異議申述期間　平成24年９月26日まで
平成24年８月24日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第９７３７・１１６９１号
東京都世田谷区上馬１―34―13―201、住民票上の住所東京都世田谷区大原１―17―17トリム下北
債務者　河野　通宏
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第３５７０号
東京都江東区亀戸２―26―10、住民票上の住所広島県呉市宝町２―24―1004
破産者　塩見　信孝
審尋期日　平成24年11月12日午後１時30分
平成24年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０７号
千葉県千葉市緑区あすみが丘５丁目35―４
破産者　伊丹　宏幸
審尋期日　平成24年12月12日午前10時
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６１号
神奈川県藤沢市本藤沢６―13―14―304村上明彦方、住民票上の住所東京都府中市南町１丁目43―37
破産者　村上　武彦
審尋期日　平成24年12月10日午後３時30分
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０２９号
東京都中央区築地５丁目２番１号
清算株式会社　エスエス商会株式会社
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺４丁目24番５号
再生債務者　有限会社大成物産
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　茨城県土浦市木田余西台２―66―103　風間法律事務所　弁護士　風間　幹夫
平成24年８月23日　水戸地方裁判所土浦支部

再生手続開始

平成２４年（再）第８５号
神奈川県大和市中央林間西３丁目９番６号
再生債務者　シコー株式会社
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第７０号
東京都豊島区千川１丁目24番11号　シャイン・グレース105号
再生債務者　飯島　壽一
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成24年９月28日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年９月14日
平成24年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
決定の要旨　平成24年８月10日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第６号
新潟県南蒲原郡田上町大字湯川2986番地
再生債務者　新栄総業株式会社
1　主文　再生債務者提出の平成24年５月８日付け（同年６月11日修正）再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生債務者提出の平成24年５月８日付け（同年６月11日修正）再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年８月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第４号
東京都文京区向丘１丁目16番24号
再生債務者　株式会社三貴
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第６９号
神奈川県横浜市緑区鴨居町2330番地９　ナイスアーバン横浜鴨居302号
再生債務者　松村　健二
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３号
愛知県岡崎市稲熊町字３丁目150番地２、開始決定時の住所愛知県岡崎市欠町字野添44番地２
再生債務者　ナショナル興産有限会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件は、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年８月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都墨田区錦糸１丁目２番６号アルカハビタ401号　江上法律事務所　弁護士　江上千恵子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成24年８月22日
東京地方裁判所民事第20部